

## Living Within Your Income

大学院時代の恩師の増谷裕久先生がよく口にしておられた言葉である。「収入の範囲内で生活しなさい」といった意味である。ごく当たり前の原則なのだが、それが守れず破綻している事例が多い。個人法人はもとより国家にまでその状況が広がっている。この場合、収入を即座に増やせれば問題は解決するが、通常困難な場合が多い。そうなると支出の削減しかない。昔、池田勇人大蔵大臣は「貧乏人は麦を食え」と言った。厳しい言葉だが、至言だと思ふ。



(竹内)

## 消費税仕入税額控除95%ルール改正について

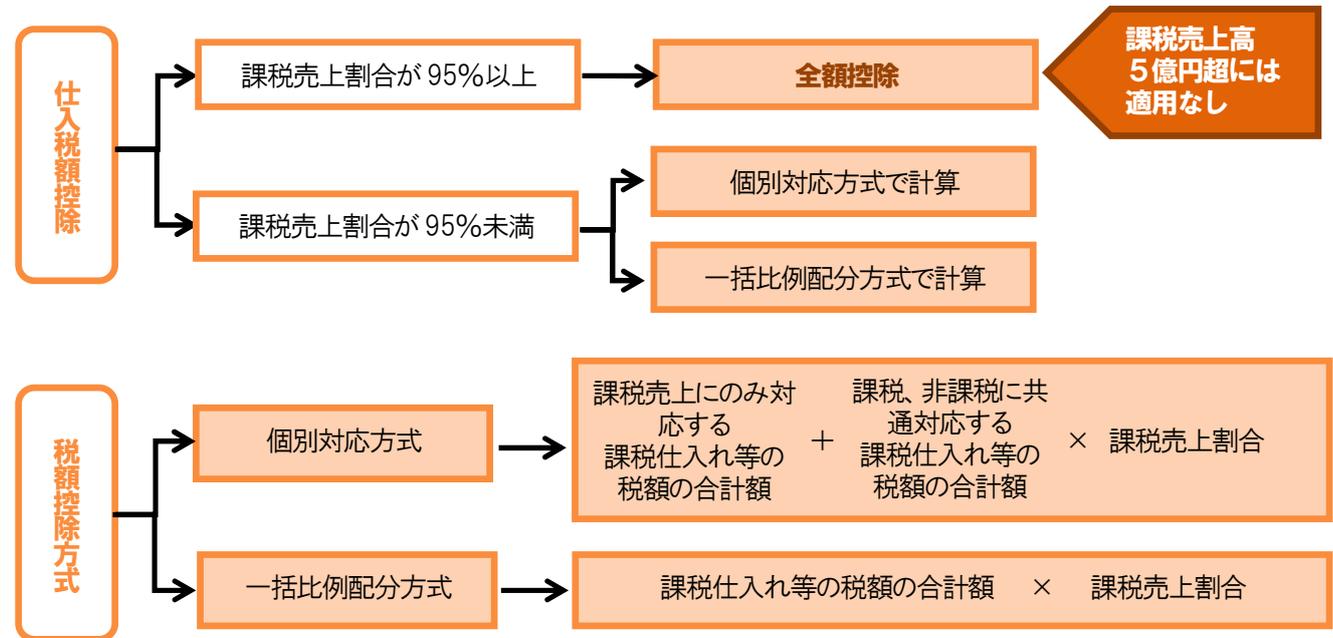
### 《改正の概要》

消費税の計算の基本的な仕組みは、「課税売上に係る消費税額」から「課税仕入に係る消費税額」を控除して計算します。従来、事業者の事務負担軽減のため、課税売上割合が95%を超える事業者については、課税仕入税額の全額を控除することを認めていました。

この度の改正により、課税期間の課税売上高が5億円を超える事業者には、この簡便な取り扱いを認めず、課税仕入税額を「課税売上のみ」に要するもの、「課税売上・非課税売上に共通して要するもの」、「非課税売上のみ」に要するものに区分することとなりました。

例えば、「個別対応方式」を選択した場合、控除できる「課税仕入に係る消費税額」は、「課税売上」のみ「課税仕入税額」の全額と「課税売上・非課税売上に共通して要する課税仕入税額」のうち課税売上割合に応ずる税額の合計となっています。

(イメージ図)



**適用時期：**  
平成24年4月1日以後開始する課税期間から

本改正により、課税売上高が5億円を超える事業者においては、課税仕入が発生する都度、上記のような区分をする必要が生じ、事務負担の増加が予想されます。

どうぞ、お早めに当事務所までご相談ください。

(大寺)



# 高齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の支給限度額等が変更されました



## 高齢雇用継続給付（平成23年8月以降の支給対象期間から変更）

- ・支給限度額 327,486円 → 344,209円  
支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額(344,209円)以上であるときには、高齢雇用継続給付は支給されません。  
また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高齢雇用継続給付として算定された額の合計支給限度額を超えるときは、344,209円－(支給対象月に支払われた賃金額)が支給額となります。
- ・最低限度額 1,600円 → 1,864円  
高齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。
- ・60歳到達時等の賃金月額 上限額 436,200円 → 451,800円  
下限額 60,000円 → 69,900円  
60歳到達時の賃金が上限額以上(下限額未満)の方については、賃金日額ではなく、上限額(下限額)を用いて支給額を算定します。

## 育児休業給付（初日が平成23年8月1日以降である支給対象期間から変更）

- ・支給限度額 上限額 204,750円 → 215,100円  
下限額 30,000円 → 34,950円

## 介護休業給付（初日が平成23年8月1日以降である支給対象期間から変更）

- ・支給限度額 上限額 163,800円 → 172,080円  
下限額 24,000円 → 27,960円

(吉田)

### 11月の税務

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>1 所得税の予定納税額の納付（第2期分）<br/>納期限・・・11月30日</li> <li>2 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付<br/>納期限・・・11月30日</li> <li>3 所得税の予定納税額の減額申請<br/>申請期限・・・11月15日</li> <li>4 個人事業税の納付（第2期分）<br/>納期限・・・11月中において各都道府県の条例で定める日</li> <li>5 10月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付<br/>納期限・・・11月10日</li> <li>6 9月決算法人の確定申告&lt;法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税&gt;<br/>申告期限・・・11月30日</li> <li>7 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告&lt;消費税・地方消費税&gt;<br/>申告期限・・・11月30日</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告&lt;消費税・地方消費税&gt;<br/>申告期限・・・11月30日</li> <li>9 3月決算法人の中間申告&lt;法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税&gt;・・・半期分<br/>申告期限・・・11月30日</li> <li>10 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告&lt;消費税・地方消費税&gt;<br/>申告期限・・・11月30日</li> <li>11 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2ヵ月分）&lt;消費税・地方消費税&gt;<br/>申告期限・・・11月30日</li> </ul> <p>※税を考える週間・・・11月11日～17日</p> |
|--|---|

### 11月の社会保険労務

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>10日 一括有期事業開始届&lt;概算保険料160万円未満：請負金額19,000万円未満の工事&gt;（労働基準監督署）</li> <li>30日 健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）<br/>健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）<br/>労働保険料の納付&lt;延納第3期分&gt;（郵便局または銀行）</li> </ul> | <p>支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届<br/>旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届</p> <p>※年金週間（6日～12日）<br/>国民年金制度推進月間<br/>建設雇用改善推進月間<br/>職業能力開発促進月間<br/>労働保険適用促進月間<br/>労働時間適性化キャンペーン</p> |
|---|--|



## 会計制度

## 中小企業会計割引制度

中小企業の会計に関する指針(以下「指針」)に準拠して作成される中小企業の計算書類について、税理士等により「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」(以下「チェックリスト」)が提出された場合において、信用保証協会の保証料率 0.1%の割引が認められる制度を「中小企業会計割引制度」といいます。(個人事業者、組合、医療法人等は対象となりません。)

中小企業会計割引制度の適用は、平成 18 年の制度創設時ではチェックリストの添付によって認められ、平成 19 年の制度見直し後では、チェックリストのうち、1 項目以上の準拠によって認められることとされてきました。

当該制度の利用実績は、平成 21 年度において約 27 万件(全保証承諾件数の約 30%)に上っていますが、事実と異なる記載のあるチェックリストや、規則的な減価償却、貸倒引当金の計上等の重要項目がチェックされていないケースが散見されたため、今回、制度の厳格化が図られました。

平成 23 年 4 月 1 日以降に終了する事業年度の計算書類の制度適用要件に関しましては、来月号で詳しくお伝えする予定です。(渡邊)

## 資産税係

## 相続人に未成年者がいる場合の遺産分割

夫が亡くなり、妻と未成年の子供が相続人になった場合、妻と子供で遺産分割協議をすることになります。しかし子供は未成年であるため、遺産分割協議に参加することができません。ここで、もし妻が、未成年者のかわりに遺産分割協議に参加すると、妻は、「妻」という身分と、「子供の代理」としての身分をもつため、妻は自分と自分で、遺産分割協議をすることになってしまいます。このような状態のことを「利益相反(りえきそうはん)」といいます。

そこで法律ではこのような状態の時は、未成年者のかわりに遺産分割協議に参加する「**特別代理人**」を別に選任して、遺産分割協議をすすめなければなりません。特別代理人とは、相続による利害関係のない人で未成年者の代理人として、遺産分割協議書に署名押印する人のことをいいます。

特別代理人は親権者らの申立てにより、客観的に未成年者の利益を守る人を候補に立て、家庭裁判所が許可を出す形で選任されます。未成年者が複数いる場合には、未成年者の数だけ特別代理人を立てなければなりません。

(坂田)

## リスマネジメント

## 私の提案～重大疾病時の保障の必要性～

今回は、私たちが重点的に提案させて頂いている保険の一つである、重大疾病時におけるリスク対策保険について御説明します。

言うまでもありませんが、経営者の死亡は、会社の存続にかかわる重大事です。ですから、経営者の死亡時の保障に関しては一般に浸透しているように思います。ですが、**本来重要視すべきリスクには、経営者の死亡だけではなく、経営者の不在や経営能力の低下も含まれます。**

昨今、医療技術の進歩が日々進んでいる事で、重大疾病でも死亡に至らないケースが幸いにも多くなってきました。しかし、経営者の方が休職または退職される事による売上減少や、これに伴う借入返済不能のリスクは、死亡時と同様に存在します。

さらに、法人とは別の話ではありますが、御家族のその後の生活もリスクにさらされているのです。そこで、私の場合は死亡保障のみの提案ではなく、経営者が重大疾病になった場合のリスク対策保険を法人においても提案させて頂いています。保険の受取方法には自在性のあるものもあり、重大疾病保険金を一時金で受け取ることはもちろん、保険金の全部または分割受取をすることも可能です。また、個人加入では全額非課税の為、治療費や生活費を確保出来るので法人加入と合わせて検討できる場合もあります。

つまり、経営者の退職、または早期に職場復帰が可能であると予測できる場合や、後継者への事業承継後の経営が軌道にのるまでといった、危機的期間のサポート資金として活用できるというわけです。経営者、役員がトップセールスマンもしくは特殊スキルをそなえた技術者であったり、医師や歯科医師、柔道整復師等の専門職の方々は特に死亡保障では対応できないリスクに対する早期対策の一環として御検討されてはいかがでしょうか？(岡田)

## 建設係

## 紹介料

建設業に係わらず、仕事を世話してもらった時に「紹介料」を支払うことがあります。情報提供等を業としていない者に対しての金品の交付は原則として交際費に該当し、損金の額には算入されません。

しかし、下記の要件を満たす場合に限り損金処理が認められます。

- ・ その金品の交付があらかじめ締結された契約に基づくものであること
- ・ 提供を受ける役務の内容がその契約において具体的に明らかにされており、かつ、これに基づいて実際に役務提供を受けていること
- ・ その交付した金品の価額がその提供を受けた役務の内容に照らし相当と認められること

ただし、その金品の交付が単なる謝礼である場合は交際費に該当します。

あらかじめ紹介料を支払うのが決まっている場合は、条件等を明示した文書を残しておくことをお勧めします。

(岸上)

個人の病・医院が医薬品メーカー等から受取るリポートは、その受取形態により税務処理が違ってきます。

金銭によるもの	事業所得(仕入割戻等)
物品によるもの	
事業用資産(医薬品や診療用の固定資産)	事業所得(仕入割戻等)
非事業用資産(ゴルフクラブやテレビ等主として個人に帰属するもの)	雑所得
旅行・観劇等への招待	申告不要

また、計上時期については次のように定められています。

算定基準が明示されているもの	仕入れた日の属する年度
算定基準が明示されていないもの	通知を受けた日の属する年度
一定の事実該当するまで積み立ての特約があるもの	受取った日、または利益を受けた日の属する年度

(田中)

## ペットPhotoコーナー

## 当事務所の職員が飼っているペットをご紹介します!!可愛いでしょ!?

名前 虎寅(コトラ) ←阪神ファンの主人が命名!  
ちなみに女子!  
種類 猫(ミックス)  
年齢 4歳  
特技 自分にとって  
快適な場所を探す  
チャームポイント しましまの尻尾  
好物 花かつお  
飼い主 M



名前 犬:ディッシュ 金魚:なし  
亀:亀有、亀梨、亀成、亀太  
種類 犬:MIX 亀:クサガメ  
金魚:土佐錦、ランチュウ  
年齢 犬:推定9歳 亀:不詳 金魚:?  
特技 犬:一通り 亀:手からえさを食べる  
チャームポイント 犬:CUTE  
好物 犬:パンの耳  
飼い主 H. K



名前 パセリ  
種類 ミニチュアダックス  
フンドロングヘア  
年齢 3歳  
(平成20年1月18日生まれ)  
特技 お座り、お手、伏せ、待て  
チャームポイント かわいい目と長い鼻  
好物 MOGU(砂肝ソフト)、  
ささみ巻ガム  
飼い主 E. K



名前 ボア(女子)  
種類 うさぎ(ミニウサギ)  
年齢 7ヶ月  
(人年齢では思春期真っ只中の13歳)  
特技 ハイジャンプ  
チャームポイント 手触り最高の毛並みと  
下から私を見上げた時の顔  
好物 乾燥パンパイヤとかぼちゃの種  
飼い主 井村



さくら通信をご覧になって、ご意見感想がございましたら、  
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
.....  
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容は万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181